

○小林市未来につなぐ人材応援奨学金返還サポート補助金交付要綱

令和6年3月22日

告示第57号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内へのUターンによる若者の定着を図り、未来を担う人材の確保と市内の事業所への就業を促進するため、大学等又は高等学校等の卒業後において、市内に居住し、かつ、市内の事業所へ就業又は起業した者に対し、在学時に貸与を受けた奨学金の返還に要する経費の一部について、予算の範囲内において小林市未来につなぐ人材応援奨学金返還サポート補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（平成18年小林市規則第65号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構奨学金、あしなが育英会奨学金、交通遺児育英会奨学金、県又は市町村が貸与する奨学金その他市長が認める奨学金をいう。
- (2) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、短期大学及び専修学校（専門課程に限る。）をいう。
- (3) 高等学校等 学校教育法に規定する高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校をいう。

(対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、国又は地方公共団体の職員となった者を除く。

- (1) 大学等又は高等学校等の進学において、奨学金の貸与を受けた者で、その返還期間が5年以上であること。

- (2) 補助金の交付を初めて申請する日現在において、30歳以下であること。
 - (3) 市内に住所を有する者であって、当該住所が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条の住民基本台帳に記録されており、かつ、補助金の交付を初めて申請する日から5年以上市内に居住する意思があること。
 - (4) 大学等若しくは高等学校等を卒業後に雇用期間の定めのない労働契約を締結している労働者（1週間の所定労働時間が、同一の事業所等に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と同じ所定労働時間の労働者に限る。）として市内の事業所等に就職した者で、補助金の交付を初めて申請する日から5年以上継続して就業する見込みがあること、又は大学等若しくは高等学校等を卒業後に市内で起業した者で、補助金の交付を初めて申請する日から5年以上継続して事業を継続する見込みがあること。
 - (5) この補助金のほかに奨学金の返還に係る補助を受けていないこと。
 - (6) 市税等の滞納がないこと。
 - (7) 奨学金の返還に滞納がないこと。
 - (8) 小林市暴力団排除条例（平成23年小林市条例第25号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を初めて申請する日が、市内で就業開始後2年を経過している者又は市内で起業後2年を経過している者は、補助金の交付の対象としない。
- （補助金の額等）
- 第4条 補助金の額は、1月につき当該月に係る奨学金の返還額（奨学金の返還方法が半年賦、年賦若しくは月賦半年賦併用による返還であるとき、又は元利均等返還でないときは、当該年度における奨学金の返還額を当該返還方法に応じた月数で除して得た額）の4分の3に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、12,000円を限度とする。

2 補助金の交付の対象となる月数は、36月限りとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該交付を受けようとする年度ごとに、小林市未来につなぐ人材応援奨学金返還サポート事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長にその旨を申請しなければならない。ただし、前年度までに補助金の交付を受けた申請者が継続して申請する場合であって、市長が認めるときは、第3号の書類の提出を省略することができる。

- (1) 小林市未来に繋ぐ人材応援奨学金返還サポート事業補助事業就業（見込）証明書（様式第2号）又は市内で起業したことを証する書類（開業届出書等）の写し
- (2) 誓約書兼同意書（様式第3号）
- (3) 奨学金貸与機関が発行する奨学金貸与を証するものの写し
- (4) その他市長が必要とする書類

(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で補助金の交付の可否を決定し、小林市未来につなぐ人材応援奨学金返還サポート補助金交付（却下）通知書（様式第4号）により、申請者にその旨を通知するものとする。

(変更の申請及び決定)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）が、その決定を受けた内容を変更しようとするときは、小林市未来につなぐ人材応援奨学金返還サポート補助金変更交付申請書（様式第5号）に交付の決定を受けた内容の変更を証する書類を添えて市長に申請し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査及び調査した上で変更の可否を決定し、小林市未来につなぐ人材応援奨学金返還サポ

ート事業補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により、補助決定者にその旨を通知するものとする。

（届出）

第8条 補助決定者は、次の各号のいずれかに該当したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 補助金の交付を初めて申請した日から5年を経過する日までに市内に住所を有しなくなったとき、又は補助金の交付を初めて申請した日から5年を経過する日までに離職したとき。
- (2) この補助金のほかに奨学金の返還に係る補助を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付の要件を満たさなくなったとき。

（実績報告）

第9条 規則第13条の規定による実績報告は、小林市未来につなぐ人材応援奨学金返還サポート事業補助実績報告書（様式第7号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、第6条の規定による補助金の交付の決定を受けた年度の末日までにしなければならない。ただし、補助決定者のうち市内で起業した者が実績報告をする場合であって、市長が認めるときは、第1号の書類の提出を省略することができる。

- (1) 補助金の交付決定を受けた年度の小林市未来に繋ぐ人材応援奨学金返還サポート事業補助事業就業証明書（様式第2号）又は市内で起業したことを証する書類（開業届出書等）の写し
- (2) 領収書の写し等の奨学金の返還に要した費用が分かる書類（第6条の規定による補助金の交付の決定を受けた年度の返還に要した費用に限る。）
- (3) その他市長が必要とする書類

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、その内容を審査した上で補助金の額を確定し、小林市未来につなぐ人材応援奨学金返還サポート事業

補助金交付確定通知書（様式第8号）により、補助決定者にその旨を通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第10条 補助決定者は、前条第2項の規定による通知を受けたときは、小林市未来につなぐ人材応援奨学金返還サポート事業補助金交付請求書（様式第9号）により、市長に補助金の交付を請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助決定者に対し、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し等）

第11条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

（1） 偽りその他不正の手段により決定を受けたとき。

（2） 第3条第1項第3号から第8号までに掲げる要件のいずれかに該当しなくなったとき。

（3） 規則及びこの告示の規定並びに補助金の交付の決定に付した条件に違反したとき。

（4） 前3号に掲げるもののほか、市長が不正の行為があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すときは、交付決定者にその旨を通知するものとする。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日告示第103号）

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

小林市長 様

小林市未来につなぐ人材応援奨学金返還サポート補助金交付申請書

年度小林市未来につなぐ人材応援奨学金返還サポート補助金の交付を受けたいので、小林市未来につなぐ人材応援奨学金返還サポート補助金交付要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

1 申請者欄

フリガナ	生年月日	
氏名	年 月 日	
住所	〒	電話番号
メールアドレス		

2 貸与を受けている奨学金の内容

申請区分	初年度 ・ 2年度 ・ 3年度	
奨学金の名称		
奨学金貸与機関の名称		
奨学金借入金額	円	
奨学金返済期間	年 月～ 年 月	
奨学金返済方法	<input type="checkbox"/> 月賦 (支払額 円/月) <input type="checkbox"/> 半年賦 (支払額 円/半年) <input type="checkbox"/> 年賦 (支払額 円/年)	

3 交付申請額 円

(添付書類)

- 補助金を受けようとする年度の小林市未来につなぐ人材応援奨学金返還サポート補助事業就業（見込）証明書（様式第2号）又は市内で起業したことを証する書類（開業届出書等）の写し
- 誓約書兼同意書（様式第3号）
- 奨学金貸与機関が発行する奨学金貸与を証するものの写し
(申請区分が2年度及び3年度の場合であって、変更がないときは、省略可)
- その他市長が必要とする書類

様式第2号（第5条、第9条関係）

年 月 日

小林市長 様

所在地

事業者名

代表者名

㊞

小林市未来につなぐ人材応援奨学金返還サポート補助事業就業（見込）証明書

次の者を雇用していることを証明します。

被雇用者	氏名	
	住所	
就業先（勤務地）		
名称		
住所		
電話番号		
就業期間	採用日 年 月 日 ~	
	<input type="checkbox"/> 雇用期間がある（ 年 月 日まで） <input type="checkbox"/> 定めなし	
雇用形態	<input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
就労形態	1日平均実務時間 時間 分 ・ 週 日	

誓約書兼同意書

私は、 年度小林市未来につなぐ人材応援奨学金返還サポート補助金の交付申請に当たり、 次のとおり誓約します。

(誓約事項)

- 1 小林市未来につなぐ人材応援奨学金返還サポート補助金交付要綱を遵守します。
- 2 小林市未来につなぐ人材応援奨学金返還サポート補助金に関する報告及び現地調査について、 小林市から求められたときは、 それに応じます。
- 3 小林市未来につなぐ人材応援奨学金返還サポート補助金交付要綱に基づく交付決定等に關し、 小林市が、 私の個人情報について、 奨学金返還サポート補助金の適切な交付等のために、 住民基本台帳の閲覧その他の方法により確認すること及び宮崎県その他の都道府県において実施する 奨学金返還サポート補助金にかかる事業の円滑な実施若しくは国への実施状況の報告等のため、 国、 宮崎県、 他の都道府県、 他の市区町村に提供し、 又はこれらの機関の確認に供することに同意します。

年 月 日

小林市長 様

申請者 住 所
氏 名
(自署)

様式第4号（第6条関係）

第 年 月 日
号

様

小林市長

印

小林市未来につなぐ人材応援奨学金返還サポート補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度小林市未来につなぐ人材応援奨学金返還サポート補助金については、下記のとおり決定（却下）することにしたので、小林市未来につなぐ人材応援奨学金返還サポート補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 交付決定額 _____ 円

2 交付決定に付した条件

- (1) 小林市未来につなぐ人材応援奨学金返還サポート補助金交付要綱を遵守すること。
- (2) 小林市未来につなぐ人材応援奨学金返還サポート補助金に関する報告及び現地調査について、小林市から求められたときは、それに応じること。
- (3) 交付決定を受けた内容に変更が生じたときは、小林市未来につなぐ人材応援奨学金返還サポート補助金変更交付申請書（様式第5号）に交付の決定を受けた内容の変更を証する書類を添えて、市長にその旨を申請すること。
- (4) 小林市未来につなぐ人材応援奨学金返還サポート補助金の交付要件に該当しなくなったときは、市長にその旨を直ちに届け出るとともに、市から補助金の返還の請求を受けたときは、速やかに返還すること。
- (5) 申請内容に虚偽その他不正があった場合及び小林市未来につなぐ人材応援奨学金返還サポート補助金に関する報告及び現地調査に応じない場合は、小林市未来につなぐ人材応援奨学金返還サポート補助金の交付決定の取り消し又は返還を命じることがあります。

3 却下の場合、その理由

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

小林市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

小林市未来につなぐ人材応援奨学金返還サポート補助金変更交付申請書

年 月 日付け第 号で交付決定のあった 年度小林市未来につなぐ人材応援奨学金返還サポート補助金について、交付決定を受けた内容に変更が生じたので、小林市未来につなぐ人材応援奨学金返還サポート補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 既交付決定額 _____ 円

2 変更交付申請額 _____ 円

3 添付書類 交付決定を受けた内容の変更を証する書類

様式第6号（第7条関係）

第 年 月 日 号

様

小林市長

印

小林市未来につなぐ人材応援奨学金返還サポート補助金変更交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで変更交付申請のあった 年度小林市未来につなぐ人材応援奨学金返還サポート補助金については、小林市未来につなぐ人材応援奨学金返還サポート補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、次のとおり決定（却下）しましたのでお知らせいたします。

1 変更交付決定額 円

2 変更交付決定に付した条件

- (1) 小林市未来につなぐ人材応援奨学金返還サポート補助金交付要綱を遵守すること。
- (2) 小林市未来につなぐ人材応援奨学金返還サポート補助金に関する報告及び現地調査について、小林市から求められたときは、それに応じること。
- (3) 変更交付決定を受けた内容に変更が生じたときは、小林市未来につなぐ人材応援奨学金返還サポート補助金変更交付申請書（様式第5号）に交付の決定を受けた内容の変更を証する書類を添えて、市長にその旨を申請すること。
- (4) 小林市未来につなぐ人材応援奨学金返還サポート補助金の交付要件に該当しなくなったときは、市長にその旨を直ちに届け出るとともに、市から補助金の返還の請求を受けたときは、速やかに返還すること。
- (5) 申請内容に虚偽その他不正があった場合及び小林市未来につなぐ人材応援奨学金返還サポート補助金に関する報告及び現地調査に応じない場合は、小林市未来につなぐ人材応援奨学金返還サポート補助金の変更交付決定の取り消し又は返還を命じることがあります。

3 却下の場合、その理由

様式第7号（第9条関係）

年　月　日

小林市長様

報告者　住所
氏名
電話番号

小林市未来につなぐ人材応援奨学金返還サポート補助金実績報告書

年　月　日付け第　　号で交付決定（変更交付決定）のあった　　年度小林市未来につなぐ人材応援奨学金返還サポート補助金について、小林市未来につなぐ人材応援奨学金返還サポート補助金交付要綱第9条第1項の規定により、その実績を下記のとおり報告します。

記

1 実績報告額	円
2 補助金の計算	
	奨学金返還月額 ①×3/4 =
	② (1,000円未満切捨て) ②と12,000円のいづれか少ない額 ③×(　)月[対象月] =
3 添付書類	<input type="checkbox"/> 補助金を受けようとする年度の小林市未来につなぐ人材応援奨学金返還サポート補助事業就業証明書（様式第2号）又は市内で起業したことを証する書類（開業届出書等）の写し（市内で起業をした者であって、交付（変更交付）申請のときと変更がない場合は、省略可） <input type="checkbox"/> 奨学金の返還に要した費用が分かる領収書等の写し <input type="checkbox"/> その他市長が必要とする書類

様式第8号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

小林市長

印

小林市未来につなぐ人材応援奨学金返還サポート補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定をした 年度小林市未来につなぐ人材応援奨学金返還サポート補助金については、次のとおりその額を確定したので、小林市未来につなぐ人材応援奨学金返還サポート補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

1 交付決定額 円

2 交付確定額 円

様式第9号（第10条関係）

年 月 日

小林市長様

請求者 住 所
氏 名 ㊞
電話番号

小林市未来につなぐ人材応援奨学金返還サポート補助金交付請求書

年 月 日付け第 号で交付を確定した 年度小林市未来につなぐ人材応援奨学金返還サポート補助金交付について、小林市未来につなぐ人材応援奨学金返還サポート補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 振込先

口座名義人	フリガナ		
金融機関等名	銀行	本店(所)	
	金庫	支店(所)	
	農協	出張所	
預金種別			
口座番号			

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第5条、第9条関係）

様式第3号（第5条関係）

様式第4号（第6条関係）

様式第5号（第7条関係）

様式第6号（第7条関係）

様式第7号（第9条関係）

様式第8号（第9条関係）

様式第9号（第10条関係）